



# 申告書の各項目の説明及び申告書の書き方

## ●収入・所得金額…前年中に得た収入等について該当する項目に記入してください

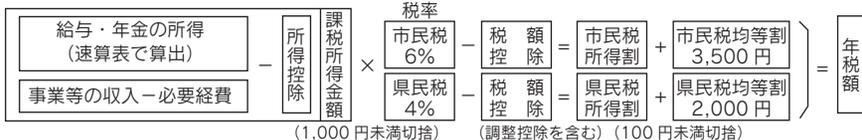
ア及び①またはイ及び② 事業 卸売業、小売業、サービス業等の営業や、大工、保険の外交員、農作物の生産、畜産等	「1 収入金額等」及び「2 所得金額」に金額を記入してください。 申告書裏面の「13 事業・14 不動産所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※専従者控除がある場合は、申告書裏面の「12 事業専従者に関する事項」の欄にも記入してください。
ウ及び③ 不動産 貸家、貸地、貸アパート等	
エ 利子 国外の銀行等の預金の利子など	一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金の利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。
オ及び⑤ 配当 株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など	収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等の所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。なお、この所得について申告する場合は、申告書裏面の「15 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」の欄に住民税分（5%）を記入してください。 〈注意〉 上場株式等に係る配当所得について申告した場合、この所得についても配偶者控除や扶養控除等の判定の基になる合計所得に算入されます。この合計所得金額は、市民税・県民税の非課税判定に用いられるほか、国民健康保険税や介護保険料等の算定にも用いられます。また、一度申告したものについては、取り下げることができません。 ※所得税の確定申告をした特定配当等の所得について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の手順により申告してください。また、申告は住民税の納税通知書が届く前までに行ってください。 ①住民税では計上しない特定配当等の所得以外の所得及び控除について確定申告に準じて記入する。 ②申告書の余白に朱書きで「申告不要制度の適用」と記入する。 ③申告書に確定申告書の控えの写しを添付する。
カ 給与 給与、賃金、賞与	源泉徴収票の支払金額をカに記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。 源泉徴収票がない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に記入してください。 専従者給与がある人は、「うち専従者給与」の欄に収入金額を記入し、専従者給与支払者名等を申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄内の「勤務先」に記入してください。
キ 雑所得（公的年金等） 国民年金、厚生年金、企業年金など	源泉徴収票の支払金額をキの欄に記入してください。 ◇源泉徴収票を添付してください。※源泉徴収票が複数ある場合は合計額を記入してください。
ク及び⑧ 雑所得（業務） 原稿料、講演料など	原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達など副収入金額をクに記入してください。 ◇支払証明等があれば添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）」に関する事項の欄に内訳を記入してください。
ケ及び⑨ 雑所得（その他） 個人年金など	生命保険の年金（個人年金保険）、互助年金などの収入金額をケに記入してください。 ◇支払証明等があれば添付してください。 収入から必要経費を差し引いた所得金額を⑨に記入してください。 申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）」に関する事項の欄に内訳を記入してください。
コ及び⑪またはサ及び⑪ 総合譲渡 骨董品、車両等	申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入し、所得金額イの金額を申告書表面のコに、所得金額ロの金額を申告書表面のサに、所得金額ハの金額を申告書表面のシに、ニの金額を申告書表面の⑪に記入してください。 ※特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則 50 万円、一時所得が原則 50 万円です。 ◇支払証明書等があれば添付してください。
シ及び⑪ 一時 生命保険契約に基づく一時金など	

## ●所得控除…要件を満たす場合、該当する項目に記入してください

⑬社会保険料控除…あなたや生計を一にする親族等の国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料等をあなたが支払った場合																																																																					
「⑬社会保険料控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書が領収書を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。	申告書の書き方（例） <table border="1"> <tr> <td>⑬</td> <td>合計額</td> <td>152</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">社会保険料控除</td> <td>国民健康保険</td> <td>円</td> <td>15,600</td> <td>円</td> <td>後期高齢者医療</td> <td>円</td> <td>150,000</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>国民年金</td> <td>円</td> <td>13,000</td> <td>円</td> <td>その他</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>源泉徴収記載額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	⑬	合計額	152	1	7	8	6	0	0	社会保険料控除	国民健康保険	円	15,600	円	後期高齢者医療	円	150,000	円	国民年金	円	13,000	円	その他	円			源泉徴収記載額																																									
⑬	合計額	152	1	7	8	6	0	0																																																													
社会保険料控除	国民健康保険	円	15,600	円	後期高齢者医療	円	150,000	円																																																													
	国民年金	円	13,000	円	その他	円																																																															
	源泉徴収記載額																																																																				
⑭小規模企業共済等掛金控除…確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金等をあなたが支払った場合																																																																					
「⑭小規模企業共済等掛金控除」の欄に内訳及び合計額を記入してください。 ◇支払った証明書が領収書を添付してください。※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。																																																																					
⑮生命保険料控除…あなたや親族等の生命保険や個人年金等をあなたが支払った場合																																																																					
「⑮生命保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。	申告書の書き方（例） <table border="1"> <tr> <td>⑮</td> <td>新生命保険料支払額</td> <td>157</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">生命保険料控除</td> <td>旧生命保険料支払額</td> <td>161</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料支払額</td> <td>158</td> <td></td> <td>3</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>旧個人年金保険料支払額</td> <td>162</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護医療保険料支払額</td> <td>156</td> <td></td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>支払</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	⑮	新生命保険料支払額	157	1	2	2	3	2	1	生命保険料控除	旧生命保険料支払額	161							新個人年金保険料支払額	158		3	6	0	0	0	旧個人年金保険料支払額	162							介護医療保険料支払額	156		4	2	3	5	0	支払																									
⑮	新生命保険料支払額	157	1	2	2	3	2	1																																																													
生命保険料控除	旧生命保険料支払額	161																																																																			
	新個人年金保険料支払額	158		3	6	0	0	0																																																													
	旧個人年金保険料支払額	162																																																																			
	介護医療保険料支払額	156		4	2	3	5	0																																																													
	支払																																																																				
⑯地震保険料控除…地震保険料、旧長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに契約したもの）をあなたが支払った場合																																																																					
「⑯地震保険料控除」の該当する項目に支払額を記入してください。 ◇保険会社が発行した証明書を添付してください。 ※証明等の添付がない場合は控除の適用ができません。																																																																					
⑰～⑲寡婦、ひとり親控除…寡婦、ひとり親である場合 ※下表のいずれかに当てはまる場合																																																																					
「⑰～⑲寡婦、ひとり親控除」の欄にひとり親の人は左の欄（ひ）に、寡婦の人は右の欄（寡）に○を記入し、該当する理由にチェックしてください。 ※離婚や扶養の状況等については、前年の 12 月 31 日の現況によって判断します。（年の途中で死亡した場合は、死亡の日）	申告書の書き方（例） <input checked="" type="checkbox"/> ⑰～⑲ 寡婦、ひとり親控除 <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚																																																																				
<ul style="list-style-type: none"> <li>●婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）について、「ひとり親控除」（控除額 30 万円）を適用</li> <li>●上記以外の単身者（合計所得金額 500 万円以下に限る）で、夫と死別した後婚姻をしていない人又は生死不明などの人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用</li> <li>●夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が 48 万円以下）を有する人について「寡婦控除」（控除額 26 万円）を適用</li> <li>●住民票の続柄に「夫（未婚）」、「妻（未婚）」と記載がある人は対象外</li> </ul>																																																																					
<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配偶者関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未婚</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人女性</td> <td>本人合計所得</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」有り</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子以外」有り</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無し</td> <td>26</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		配偶者関係	死別	離別	未婚	本人女性	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族:「子」有り	30	-	30	-	-	30	扶養親族:「子以外」有り	26	-	26	-	-	-	扶養親族:無し	26	-	-	-	-	-	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>配偶者関係</td> <td>死別</td> <td>離別</td> <td>未婚</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">本人男性</td> <td>本人合計所得</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円超</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子」有り</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:「子以外」有り</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族:無し</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>		配偶者関係	死別	離別	未婚	本人男性	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	扶養親族:「子」有り	30	-	30	-	-	30	扶養親族:「子以外」有り	-	-	-	-	-	-	扶養親族:無し	-	-	-	-	-	-
	配偶者関係	死別	離別	未婚																																																																	
本人女性	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超		500万円以下	500万円超																																																													
	扶養親族:「子」有り	30	-	30	-		-	30																																																													
	扶養親族:「子以外」有り	26	-	26	-	-	-																																																														
	扶養親族:無し	26	-	-	-	-	-																																																														
	配偶者関係	死別	離別	未婚																																																																	
本人男性	本人合計所得	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超																																																														
	扶養親族:「子」有り	30	-	30	-	-	30																																																														
	扶養親族:「子以外」有り	-	-	-	-	-	-																																																														
	扶養親族:無し	-	-	-	-	-	-																																																														



# 市民税・県民税の算出方法



## 給与・公的年金の所得計算表

○給与収入 (単位:円) ○公的年金等

収入金額A	給与所得金額	年金受給者の年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等雑所得の金額		
				公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
				1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
~1,618,999	A - 550,000	65歳以上	3,300,000円以下	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
1,619,000~1,619,999	1,069,000		3,300,000円超4,100,000円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
1,620,000~1,621,999	1,070,000		4,100,000円超7,700,000円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
1,622,000~1,623,999	1,072,000		7,700,000円超10,000,000円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
1,624,000~1,627,999	1,074,000		10,000,000円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
1,628,000~1,799,999	(A÷4)※×2.4+100,000		65歳未満	1,300,000円以下	A-600,000円	A-500,000円
1,800,000~3,599,999	(A÷4)×2.8-80,000	1,300,000円超4,100,000円以下		A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
3,600,000~6,599,999	(A÷4)×3.2-440,000	4,100,000円超7,700,000円以下		A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
6,600,000~8,499,999	A×0.9-1,100,000	7,700,000円超10,000,000円以下		A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
8,500,000~	A-1,950,000	10,000,000円超		A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

※(A÷4)は千円未満切捨て ※計算結果がマイナスの場合は0円となります

### ○所得金額調整控除

①【給与収入850万円超の納税義務者のうち、子育てや介護を行っている人への措置】  
(適用条件)以下のいずれかに該当する場合  
・本人が特別障害者  
・年齢22歳以下の扶養親族を有する  
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する  
(計算式)(給与等の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円)×10%

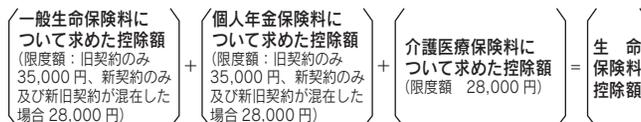
②【給与所得と年金所得両方を有する人への措置】  
給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える(計算式)  
給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円

## 所得控除額一覧

区分	控除額
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①(損失額-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額-5万円
医療費控除	(支払った医療費-保険等による補てん金額)-(総所得金額等×5%と10万円のいずれか少ない方の金額) ※控除の限度額200万円 【セルフメディケーション税制】 (特定のスイッチOTC医薬品の購入費用-保険等の補てん額)-12,000円 ※控除の限度額88,000円
社会保険料控除	支払金額
小規模企業共済等掛金控除	支払金額
基礎控除	
区分	控除額(住民税) 控除額(所得税) 人的控除の差額
合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円 48万円 5万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円 32万円 5万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円 16万円 5万円
2,500万円超	0円(適用なし) 0円(適用なし) 0円
寡婦控除	26万円 27万円 1万円
ひとり親控除	30万円 35万円 本人別荘:1万円 本人安否:5万円
勤労学生控除	26万円 27万円 1万円
障害者控除	特別(身体障害者1・2級、精神1級、療育A) 30万円 40万円 10万円 その他(上記以外の障害者手帳) 26万円 27万円 1万円 同居特別障害者 53万円 75万円 22万円
扶養控除	一般 昭和26年1月2日~平成10年1月1日生 33万円 38万円 5万円 平成14年1月2日~平成17年1月1日生 特定 平成10年1月2日~平成14年1月1日生 45万円 63万円 18万円 老人 昭和26年1月1日以前生まれ 38万円 48万円 10万円 同居老人親族等 45万円 58万円 13万円

区分	保険料の支払金額	地震保険料控除額
地震保険料控除	~50,000円	支払金額×1/2
	50,001円~	一律25,000円
	~5,000円	支払金額の全額
	5,001円~15,000円	支払金額×1/2+2,500円
15,001円~	一律10,000円	
地震と旧長期の両方の保険料の支払いがある場合は、それぞれ上記で計算した控除の合計額 ※控除の限度額25,000円		
●旧契約 ●新契約	種類	一般生命保険料・個人年金保険料
	限度額	それぞれ35,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
	控除額計算表	保険料の支払金額 生命保険料控除額 ~15,000円 支払金額の全額 15,001円~40,000円 支払金額×1/2+7,500円 40,001円~70,000円 支払金額×1/4+17,500円 70,001円~ 一律35,000円
	種類	一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料
●新契約	限度額	それぞれ28,000円を上限とし、控除限度額は70,000円
	控除額計算表	保険料の支払金額 生命保険料控除額 ~12,000円 支払金額の全額 12,001円~32,000円 支払金額×1/2+6,000円 32,001円~56,000円 支払金額×1/4+14,000円 56,001円~ 一律28,000円

●旧契約…平成23年12月31日以前に締結した保険契約等  
●新契約…平成24年1月1日以降に締結や更新した保険契約等  
※一般生命保険料と個人年金保険料、介護医療保険料の複数の保険料がある場合



※なお、旧契約のみで算出した控除額が新旧契約で算出した控除額を上回る場合は、旧契約のみの控除額を適用します。 限度額70,000円

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額※( )内は所得税の控除額					
		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
		控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額	控除額	人的控除の差額
配偶者控除	48万円以下	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	老人控除対象配偶者	38万円(48万円)	10万円	26万円(32万円)	6万円	13万円(16万円)	3万円
配偶者特別控除	48万円超50万円未満	33万円(38万円)	5万円	22万円(26万円)	4万円	11万円(13万円)	2万円
	50万円以上55万円未満	33万円(38万円)	3万円	22万円(26万円)	2万円	11万円(13万円)	1万円
	55万円以上95万円以下	33万円(38万円)	0円	22万円(26万円)	0円	11万円(13万円)	0円
	95万円超100万円以下	33万円(38万円)	0円	22万円(24万円)	0円	11万円(12万円)	0円
	100万円超105万円以下	31万円(31万円)	0円	21万円(21万円)	0円	11万円(11万円)	0円
	105万円超110万円以下	26万円(26万円)	0円	18万円(18万円)	0円	9万円(9万円)	0円
	110万円超115万円以下	21万円(21万円)	0円	14万円(14万円)	0円	7万円(7万円)	0円
	115万円超120万円以下	16万円(16万円)	0円	11万円(11万円)	0円	6万円(6万円)	0円
	120万円超125万円以下	11万円(11万円)	0円	8万円(8万円)	0円	4万円(4万円)	0円
	125万円超130万円以下	6万円(6万円)	0円	4万円(4万円)	0円	2万円(2万円)	0円
130万円超133万円以下	3万円(3万円)	0円	2万円(2万円)	0円	1万円(1万円)	0円	

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
	200万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の5% (市民税3%、県民税2%) ①所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
200万円超	(所得税と住民税の人的控除の差(※)の合計額-(住民税の合計課税所得金額-200万円))×5% (市民税3%、県民税2%) ただし計算結果が2,500円未満の場合は、2,500円。	

※人的控除の差額については、左記の表をご参照ください。  
※合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外となります。  
**市民税・県民税納税通知書等の発送について**  
納税通知書は、6月中旬に発送いたします。  
なお、非課税通知書は発送しませんので、ご了承ください。  
※この申告書の手引きは令和2年12月現在の法律に基づいています。